

平成30年3月16日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和38年12月3日職厚—2327）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第3条関係第6項(9)中「原子力施設検査官」の次に「又は原子力保安検査官」を加え、同項に次のように加える。

- (15) 原子力災害対策特別措置法第32条に基づく立入検査の業務（原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）第18条に規定する上席放射線防災専門官の行うものに限る。）

以 上